

衆議院国家安全保障に関する特別委員会ニュース

平成 25.11.15 第 185 回国会第 14 号

11 月 15 日（金）、第 14 回の委員会が開かれました。

1 特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出第 9 号）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外 2 名提出、衆法第 1 号）

- ・ 両案について、谷垣法務大臣、岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、森國務大臣、加藤内閣官房副長官、後藤田内閣府副大臣、岡田内閣府副大臣、木原外務大臣政務官及び政府参考人並びに提出者枝野幸男君（民主）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

今 津 寛君（自民）

- ・ 特定秘密保護法案は戦前の軍機保護法の制定と同様の狙いである、同法案は廃案にすべきである等の報道がされているが、森國務大臣の所感を伺いたい。
- ・ 国家安全保障会議（日本版 NSC）と特定秘密保護法案は車の両輪であり、外国と秘密情報を共有することは不可欠であると考えている。「2 + 2」の共同発表等においても情報保全について言及されているが、防衛大臣の所感を伺いたい。
- ・ 秘密情報を扱う国家公務員は非常に重い罰則が適用されるのに対し、国会議員は免責特権があり、故意に秘密を漏らしても罰せられないことは問題であると考えているが、森國務大臣の所見を伺いたい。

寺 田 稔君（自民）

- ・ 弁護士会等より、特定秘密保護法案第 21 条第 2 項に規定する「著しく不当な方法」という表現は、抽象的であり恣意的に解釈されるのではないかと、取材者が萎縮してしまうのではないかと、などの指摘が寄せられているが、森國務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 不正アクセス行為に当たらない手法でセキュリティを突破し、特定秘密を取得するという方法は、同法案第 21 条第 2 項に規定する「著しく不当な方法」に該当するのにか伺いたい。
- ・ 憲法学者、メディア法学者が発表した声明の中で、特定秘密の指定の要件が抽象的なことから、適正手続の保障を規定した憲法第 31 条に違反するのではないかとこの指摘がなされているが、このことに対する森國務大臣の所見を伺いたい。

大 野 敬太郎君（自民）

- ・ 特定秘密保護法案の立法化に向けた決意及び同法案の必要性について森國務大臣に伺いたい。

- ・ 同法案の別表で掲げている事項は、国家公務員法で守秘義務違反とされる秘密の範囲及び情報公開法で不開示とされる情報の範囲の内にあるものという理解でよろしいか伺いたい。
- ・ 違法な手法によって収集された情報等が特定秘密に指定される可能性について政府の見解を伺いたい。
- ・ 米国の ISCAP（安全保障機密提訴委員会）のような省庁間の相互監視機関を我が国の行政内部に設置することを検討する予定はあるのか伺いたい。

津 島 淳君（自民）

- ・ 特定秘密保護法案制定の必要性の認識について森國務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 特定秘密の指定基準等について政府が定める統一基準の基本的方針を伺いたい。
- ・ 適性評価によって取得された個人情報の厳重な管理や評価対象者の関係者へ行き過ぎた身辺調査を行わないこと等が、特定秘密の取扱者が負う重大な責務を果たすために必要と考えるが政府の見解を伺いたい。

上 田 勇君（公明）

- ・ 平成 23 年 11 月、民主党政権下において発表された「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」は、枠組みとしては本法案と共通する部分が多いと考えるが、同報告書を受け取った当時の官房長官であった情報公開法等改正案提出者枝野幸男君の評価を伺いたい。
- ・ 特別管理秘密制度の概要について、特定秘密保護法案との対比も含めて政府の説明を伺いたい。
- ・ 特定秘密の指定の有効期間満了後、指定が解除される場合、公文書管理法に基づいて扱われるとされているが、廃棄をされる文書に重要文書があるか、廃棄される文書とはどのようなものかについて、森國務大臣の見解を伺いたい。

武正公一君（民主）

- ・いわゆる日米密約の解明及び外交記録公開に関する規則について岸田外務大臣の評価を伺いたい。
- ・いわゆる4つの密約については、4つのうち3つ、広義の密約を含めて存在が確定したが、これに対する岸田外務大臣の評価を伺いたい。
- ・特定秘密保護法案が施行された場合、罰則が強化されることによって、密約の解明に際して行ってきた、外務省の現役、OBへのヒアリングなどがこれまでどおりにはできなくなるのではないのかという懸念について政府の見解を伺いたい。

大島 敦君（民主）

- ・特定秘密保護法案第10条では、行政機関の長が特定秘密を国会へ提供する場合として、国会法に基づく秘密会で審査すること、特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること等の保護措置を講じること及び当該情報の提供によって我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること、以上三つの条件を満たす必要があると認識しているが、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・同条では、国会が特定秘密の提供を受ける場合の保護措置については、特定秘密保護法案の政令で定める措置を講ずることが条件となっており、行政機関の長が特定秘密の国会への提供の判断権を持っていることが行政府を立法府の上に位置付けているような印象を与えているが、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・国会に提供された特定秘密について、当該秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限することや当該情報を漏えいした場合の処罰規定については立法府である国会が自律権に基づき自ら決めるべきと考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。

近藤昭一君（民主）

- ・我が国において公文書管理や情報公開に係る法整備が米国と比較し大幅に後れたことを踏まえた現状認識について森国務大臣に伺いたい。
- ・行政の適切かつ効率的な運営や現在及び将来の国民に説明する責任を全うすることを目的とする公文書管理法と特定秘密保護法案の内容が矛盾するものとなっていないか、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・適性評価に係る調査事項には評価対象者の家族等の氏名、生年月日及び国籍等が含まれているが、これらの調査は評価対象者の家族等に直接同意を得て行われるものなのか伺いたい。

石原 慎太郎君（維新）

- ・政府内で秘密として扱われているものでも、場合によっては公開して活用することが国益に即することもあり得ると考えるが、谷垣法務大臣の見解を伺いたい。
- ・自衛隊の行動基準を、ポジティブリスト方式からネガティブリスト方式に改める必要があると考えるが、小野寺防衛大臣の見解を伺いたい。
- ・政府による自衛隊の出動命令と現場の対応にギャップが生じないように交戦規定を整備する必要があると考えるが、小野寺防衛大臣の見解を伺いたい。

山田 宏君（維新）

- ・特定秘密保護法案第1条にいう「我が国の安全保障」という用語を「国家安全保障」に改め、特定秘密の範囲を防衛に関する事項に限定するべきと考えるが、政府の考えを伺いたい。
- ・文部科学大臣や環境大臣等が、特定秘密を指定する「行政機関の長」となる必要性の具体例を挙げて説明して欲しい。
- ・特定秘密の指定基準等が遵守されているかどうかを監査するための第三者機関の設置について森国務大臣の検討状況を教えて欲しい。
- ・特定秘密指定から30年経過後に内閣の承認を経て指定期間が延長される文書の延長理由は公表されるのか。
- ・秘密指定の有効期間が延長されず、公文書館へも移管されずに廃棄されることとなる文書は、後々の検証のために一定期間保存する必要があると思われるが、森国務大臣の見解を伺いたい。

井出 庸生君（みんな）

- ・特定秘密保護法案第21条第2項にある「出版又は報道の業務に従事する者」とは、ホームページ、ブログ等による発信を行う著名な芸能人や国会議員等も含まれるのか、政府の見解を伺いたい。
- ・同規定は、情報を発信する者についての概念が狭いイメージを受けるため、もっと広い概念で書き直す必要があるのではないか。
- ・特定秘密の指定の有効期間経過後の特定秘密の扱いに関しては、保存することを前提にガイドライン等を定めるべきと思われるが政府の見解を伺いたい。

赤嶺 政賢君（共産）

- ・外務省が非公表としながら既に出版されて公となっている「日米地位協定の考え方 増補版」は、特定秘密に指定されるものであるのか、岸田外務大臣の見解を伺いた

い。

- ・上記文書の存在を認めながら、公表しなかった理由は何か、公開しないのは米軍優先の日米地位協定の運用を国民に知られたくないからではないか、岸田外務大臣の見解を伺いたい。
- ・民主党政権時の「密約調査に関する報告書」を現政権も踏襲するとはどういう意味か、岸田外務大臣の見解を伺いたい。

玉 城 デニー君（生活）

- ・膨大な個人情報蓄積されることが予想される適正評価の結果等の情報管理体制はどのように構築されていくのか、伺いたい。
- ・適正評価を受けた民間従業者が、退職又は解雇された場合に、その者の適正評価の結果や関連情報の扱いはどうなるのか、政府の見解を伺いたい。
- ・国家公務員法や自衛隊法に比べ特定秘密の漏えいの罰則を重くした理由は何か、森国務大臣の見解を伺いたい。